

2026 文総総第 1175 号
令和８年 10 月７日

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会 長　内 山 忠 明　様

文京区長　成澤　廣修

諮 問 書

住民基本台帳に関する事務における全項目評価書の第三者点検について、下記のとおり諮問する。

記

１　諮問番号
　令和８年度（情運）諮問第２号

２　諮問の趣旨
　平成 26 年４月に特定個人情報保護評価制度が施行され、本区においても各評価実施機関において特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）の実施、各年度における評価の見直し及び直近の公表日から５年を経過する前における評価の再実施を行ってきた。
　この度、住民基本台帳に関する事務について、窓口 DXSaaS（書かない窓口システム）の導入に伴い、当該事務の評価書上に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 28 条に規定する「重要な変更」が生じることから、全項目評価の再実施をすることとなった。全項目評価の再実施に当たっては第三者による点検を行う必要があるため、その適合性及び妥当性について貴審議会の御意見をお伺いするものである。

３　添付資料
　別添のとおり

４　担当
　文京区総務部総務課情報公開・法務担当